

大谷ロー丁目周辺地区 不燃化特区

瓦 版

平成26年8月

第5号

発 行：板橋区 都市整備部 市街地整備課 密集地域整備グループ

戸別訪問やよろず相談会を実施します

板橋区では、平成26年度から『不燃化特区事業・助成金交付制度』を設け、燃え広がらない・燃えないまちづくりを重点的に進めています。

今年度は、大谷ロー丁目周辺地区の不燃化を推進するため、係員が戸別訪問などを実施していきます。

不燃化を推進する取組み

- ・係員が戸別訪問を行い、不燃化建替えや助成内容などについてご説明いたします。建替えなどについてご不明な点があれば、ご相談ください。
- ・よろず相談会も開催します。建替えに関する質問や心配ごとなどより詳しくおうかがいします。

○住宅金融支援機構から

『まちづくり融資・高齢者向け返済特例制度』の
情報提供がありました。

(制度のご案内については、裏面をご覧ください)

このニュースに関するお問合せ先

板橋区 都市整備部市街地整備課密集地域整備グループ
〒173-8501 東京都 板橋区 板橋二丁目66番1号
電 話：03-3579-2572 F A X：03-3579-5437
E-mail：t-mchiiki@city.itabashi.tokyo.jp



■ まちづくり融資のご案内 ■

当地区では、住宅金融支援機構のまちづくり融資がご利用できます。

この融資は、事業等の構想・計画段階から資金計画を中心に、事業化に向けて住宅金融支援機構と一緒に検討し、事業の初動期から完了までの各段階の資金ニーズに対応する融資で、「高齢者向け返済特例制度」があります。

●高齢者向け返済特例制度の概要（限度額：1,000万円）

高齢者（借入申込時に満60歳以上）の方が、自ら居住するために建替え事業等の住宅を建設・購入される場合にご利用いただける融資です。

特徴1 毎月のお支払いは、利息のみで、月々の負担を低く抑えられます。

特徴2 元金はお亡くなりになったときの一括返済となります。

元金は、借入れされた方全員がお亡くなりになったときに、相続人の方が一括で返済されるか、あらかじめ担保提供された住宅（建物・土地）の処分により返済いただくことになります。

※担保提供された住宅（建物・土地）の処分によりご返済いただいても、融資金の全額を返済できない場合は、残元金の返済義務は相続人の方が負うことになります。

特徴3 高齢者住宅財団が連帯保証人になります。

親族の方等に保証人を依頼するわずらわしさがありません。なお、高齢者住宅財団の保証にあたっては、保証料（融資額×1.5%）と事務手数料（37,800円{消費税込}）が必要になります。

●まちづくり融資についてのご相談は…

独立行政法人住宅金融支援機構 まちづくり推進部 まちづくり業務グループ
〒112-8570 東京都文京区後楽 1-4-10
電話 03-5800-8104